

入学準備金の入学前支給のお知らせ

墨田区では、令和7年4月に中学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、以下の対象となる保護者の方に就学援助の入学準備金（新入学生徒学用品費）をご入学前の2月に支給します。ご希望の方は、以下のとおりお申込みください。

対象となる方

◎以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 令和7年2月1日現在で墨田区に住民票を有し、令和7年4月に中学校へ入学予定の方
- 「令和6年度就学援助制度」の認定基準に該当する方

※生活保護を受けている方は対象外です（福祉事務所から支給されます）。

※インターナショナルスクール・フリースクール等に入学予定の方は対象外です。

※特別支援学校に入学予定の方は就学援助制度の対象外です（別制度があります）。

すでに「令和6年度就学援助」を申請し、
「準要保護」と認定されている方は、

今回の申込みは『不要』です。

（申込みをしなくても次の「支給額等」のとおり支給します。）

※「令和7年度就学援助」をご希望の場合は、別途、申請手続きが必要となります。入学後に申請書を配付しますので、忘れずにお手続きをしてください。

支給額等

- 支給額 63,000円
- 支給期 令和7年2月末
- 支給方法 申請書に記入いただいた口座に振込みます。

申込方法

◎令和6年4月に配付している「令和6年度就学援助費受給申請書（兼認定台帳）」に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送でご提出ください（直接、提出場所へ持込みも可）。

- 提出書類 「令和6年度就学援助費受給申請書（兼認定台帳）」
- 提出場所 学務課事務担当（墨田区役所11階）
- 提出期限 令和7年1月14日（火）（消印有効）

※申請書は世帯で1枚提出してください。

※申請書は年度当初に配付していますが、お手元に無い場合は、裏面の問合せ先までご連絡ください。

※認定を受けた場合、入学準備金以外の費目（学用品費等）は申請書到着月の翌月から支給します。

認定基準

◎審査で用いる基準は、「令和6年度就学援助」の認定基準となります。

令和6年度 就学援助 認定基準額例			
--------------------------	--	--	--

世帯人員	世帯全員の年間総所得	世帯人員	世帯全員の年間総所得
2人	3,260,000円以下	5人	4,910,000円以下
3人	3,660,000円以下	6人	5,370,000円以下
4人	4,020,000円以下		

- (注意) 1 上記表は目安であり、世帯構成・年齢などにより異なります。
2 所得とは、給与所得の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の額」を、事業所得の場合は確定申告書の「所得金額合計(必要経費差引後の額)」をいいます。
3 上記表は「令和6年度就学援助」支給にあたっての基準額の目安となるため、「令和7年度就学援助」では基準額が異なる場合があります。

認定結果の通知

◎審査のうえ「認定」または「否認定」を決定し、令和7年2月中旬に郵送で通知します。

注意事項

- 「令和7年度就学援助」をご希望の場合は、別途、申請手続きが必要となります。入学後に申請書を配付しますので、忘れずに手続きをしてください。
- 今回、提出漏れや、審査結果で「否認定」となった方でも、「令和7年度就学援助」で「準要保護」と認定(4月1日認定者のみ)された場合は、令和7年7月末までに支給します。
- 入学準備金の支給は、新入学時の1回限りです。
- 令和7年2月2日以降に転出をされた場合、本区で支給を行った旨を転出先の自治体へ通知します。また、転入された方で、転入前の自治体で支給されている場合は支給対象外です。

問合せ先

墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当 (墨田区役所11階)
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話:03(5608)6303 /FAX:03(5608)6411
午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)